

# 補助金

養育費を受けるのは、こどもの権利です



## 養育費保証契約締結支援

みよし市は、ひとり親家庭のこどもが、養育費を確実に受け取ることができるよう、保証会社と養育費保証契約を締結した際に負担した費用を補助します。



### ●対象となる方

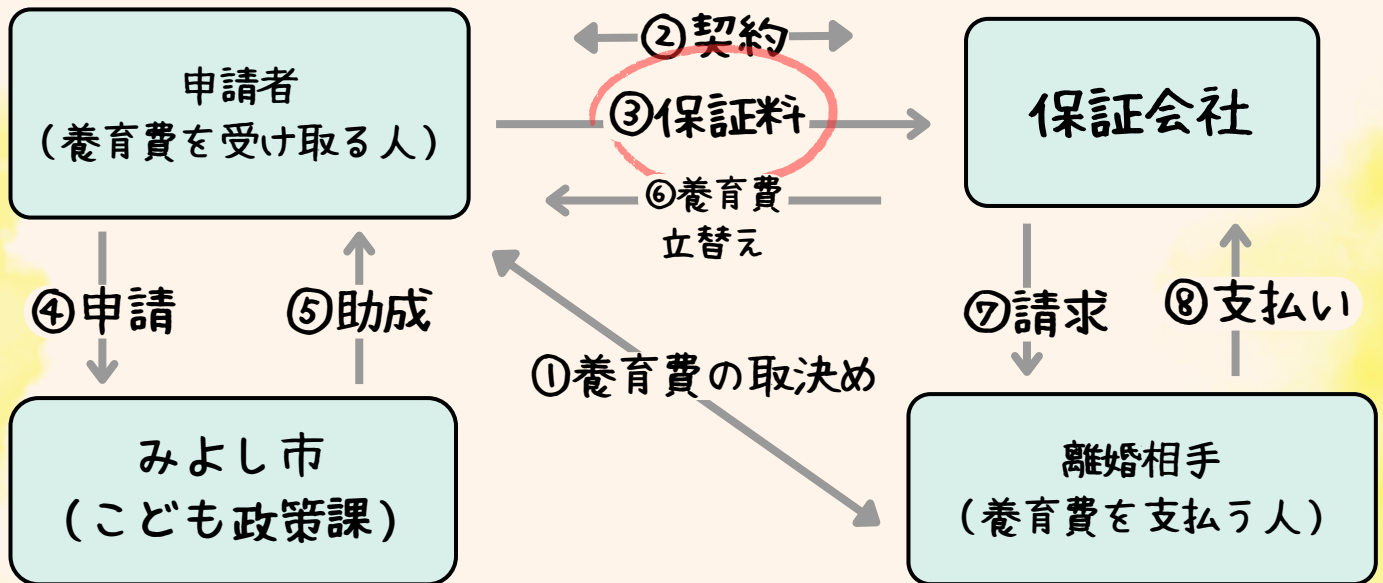
申請日時時点で市に住民登録があり、かつ、ひとり親等であり、

以下の①～⑤の要件をすべて満たす方（※養育費の取決めに係るものに限ります）

- ①対象児童を現に扶養している方
- ②債務名義を有している方
- ③保証会社と保証期間が1年以上の契約を締結し、かつ、その保証料を負担している方
- ④過去に同内容の契約に対する補助金の交付を受けていない方
- ⑤市税を滞納していない方

### ●対象経費

保証会社と締結した際に要した経費のうち、初回分の保証料として対象者が負担した費用



### ●補助金額

初回の保証料または取り決めた1ヶ月の養育費のうち、いずれか低い額（上限5万円）

### ●申請期限

保証契約を締結した日（令和6年4月1日以降に限る）の翌日から起算して6か月以内



市HPはこちら

### 【お問い合わせ先】

みよし市役所2階こども政策課（0561-32-8034）

時間：平日／午前9時から午後5時まで

公正証書等の  
補助金は  
裏面です！